

## 群馬大学大学院理工学府テニユアトラック普及推進室要項

平成 26 年 4 月 1 日 制定

### (趣 旨)

第 1 この要項は、群馬大学大学院理工学府テニユアトラック普及推進室（以下「普及推進室」という。）に関し必要な事項を定める。

### (業 務)

第 2 普及推進室は、テニユアポストの確保、公募要領の作成、テニユアトラック教員の選考・評価、支援者の配置など、理工学府におけるテニユアトラック制度の普及推進に必要な事項を行う。

### (組 織)

第 3 普及推進室は、以下の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理工学府長

(2) 群馬大学先端科学研究指導者育成ユニット評価委員及びこれに準ずる者のうち理工学府より選出された者

(3) 各部門（理工学基盤部門及び産学連携推進部門を除く。）正副部門長

(4) 理工学基盤部門長

### (任 期)

第 4 普及推進室員の任期はそれぞれの役職に準ずる。

### (室 長)

第 5 普及推進室に室長を置き、理工学府長をもって充てる。

2 室長は、普及推進室会議を招集し、その議長となる。

3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した委員がその職務を代行する。

### (委員以外の者の出席)

第 6 室長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第 7 普及推進室に、専門的な事項を審議するために、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、普及推進室が別に定める。

### (事 務)

第 8 普及推進室の事務は、関係する係の協力を得て、庶務係において処理する。

### (雑 則)

第 9 この要項に定めるもののほか、普及推進室の運営に関し必要な事項は、普及推進室が別に定める。

### 附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。